

日本私立大学団体連合会
令和2年度事業計画

令和2年3月27日

令和2年度の事業は、高等教育及び私立大学を取り巻く諸情勢を踏まえ、日本私立大学団体連合会（以下「本会」という。）の目的を達成するため、以下の通り計画する。

令和2年度は、令和元年度に引き続き「私立大学に対する公財政支出のあり方及び要求の策定並びに実現活動に関する事業」に重点を置いて効果的・積極的に活動を展開するとともに、対外的な情報発信機能を強化する。

1. 私立大学に対する公財政支出のあり方及び要求の策定並びに実現活動に関する事業

【所掌：役員会、公財政改革委員会】

私立大学を基幹とする高等教育政策の構造的な大転換を推進し、公正な競争環境の実現に向け、財政支援のあり方と拡充方策並びに税制の改善方策について検討・提言を行うなど、適切に対応する。

また、補助金要求及び税制改正の要望活動において、私立大学の主張を展開するとともに、広く社会や関係方面（国会議員、報道関係者等）への理解と支援を図り、効果的・積極的に活動を展開するなど、組織的な対応を強化する。

特に、「高等教育修学支援新制度」（令和2年4月施行）の課題について情報収集・分析を行うとともに、その改善に向けて政府・与党や関係機関の動向を注視し、適切に対応する。

（1）私立大学にかかわる補助金要求と実現活動

高等教育にかかる教育投資や教育財源の確保とともに、学生の学修の機会均等に向けた国私間格差の是正など、国の政策として公正な公費支出のあり方について、「教育財源確保に関する小委員会」（平成29年12月）がとりまとめた提言を踏まえ、引き続き適切に対応する。

また、令和3年度私立大学関係政府予算に関する基本的考え方及び要求内容をとりまとめ、私立学校振興助成法の目的達成に向け、私立大学における教育研究の基盤整備及び活性化をはじめ、学生に対する経済的支援に不可欠な各種補助金の拡充等の実現に努める。

（2）私立大学にかかわる税制改正要望と実現活動

私立大学に対する寄附文化の醸成と教育費の負担軽減を図る観点から、令和3年度私立大学関係税制改正に関する基本的考え方及び要望内容をとりまとめ、学校法人にかかる税制上の改善の実現に努める。

特に、学校法人にかかる負担軽減の観点から、消費税率の引き上げ（令和元年10月）に関する負担問題を含む消費税問題をはじめ税制上の諸方策を検討し、その改善の実現に努めるとともに、学校法人に対する現行特例措置の維持・拡充に努める。

2. 国の高等教育政策にかかわる私立大学の要請等に関する事業

【所掌：高等教育改革委員会】

中央教育審議会答申「2040年に向けた高等教育のグランドデザイン」（平成30年11月）をはじめ、学校法人のガバナンスに関する有識者会議（令和2年1月）、大学入試のあり方に関する検討会議（令和2年1月）など、政府・与党の施策や関係機関の審議動向を注視し、今後の高等教育政策に関する重要課題（全体の規模・地域配置、国公私立の役割分担と機能分化、地域連携プラットフォーム等）について、必要に応じ適切に対応する。

特に、地方に所在する中小規模の私立大学に関する振興と地域活性化の観点から、政府の「まち・ひと・しごと創生長期ビジョン(令和元年改訂版)」及び「第2期まち・ひと・しごと創生総合戦略2018(改訂版)」(令和元年12月)における施策の推進に向けた動きについて、必要に応じ適切に対応する。

また、大学改革問題について、中央教育審議会(第10期)をはじめ政府・与党や関係機関の動向を注視しつつ、今後の私立大学の存立・発展の観点から検討・提言を行うなど、引き続き適切に対応する。

3. 私立大学の教育・研究の質的向上のための交流促進に関する事業

【所掌：各種委員会】

私立大学における教育・研究の質的向上のため、中央教育審議会をはじめ政府・与党の審議動向等を注視するとともに、特に学修成果の見える化、教育の質の評価基準の適正化、定員管理に関する課題、教員の数(ST比の改善)や質の充実など、教学マネジメント改革に向けた方策を検討・提案し、必要に応じ適切に対応する。

また、構成団体における加盟大学の教育の質的転換に資するため、各団体の教育・研究にかかる事業等の相互交流の促進を図るとともに、構成団体間の交流促進の一環として、一般財団法人私学研修福祉会主催の「私立大学の教育・研究充実にに関する研究会(大学の部)」の企画・運営に参画する。

4. 私立大学における経営の充実・強化並びに管理運営の適正化の促進に関する事業

【所掌：大学経営委員会、私立大学経営倫理委員会】

私立大学の多様で自律的なガバナンスを担保するため、「学校法人制度の改善方策について」(平成31年1月)における提言や「私立学校法の改正」(令和元年5月)を注視しつつ、経営基盤の充実・強化策等について総合的に検討し、適切に対応する。

また、私立大学の経営倫理確立に向け、引き続き平成元年制定(平成20年改訂)の「私立大学経営倫理綱領」及び「私立大学の経営に関する指針」等の啓蒙・周知徹底に努めるとともに、管理運営の適正化の積極的な促進と発生した問題に適切に対応する。

特に、大学設置基準の改正、管理運営制度の改善、経営指標のあり方、将来計画(中長期計画)の策定、ガバナンスコード(私学版)の周知・改善、情報の公表(教育研究・財務経営情報)の推進、大学ポートレート(私学版)の充実、破綻処理手続のあり方、社会保障・税番号(マイナンバー)制度の運用、公的研究費の管理体制など、私立大学の財務・人事にかかる諸制度の変更を踏まえた私立大学経営の充実・強化に関する諸課題について、適宜対応する。

5. 私立大学に共通する重要事項に関する事業

【所掌：高等教育改革委員会、就職問題委員会、国際交流委員会等】

上記事業のほか、高大接続改革（大学入学共通テスト等）、キャリア教育・就職支援、グローバル化・国際連携の推進、日本語教育のあり方・振興策、教員養成（再課程認定）、認証評価（第三サイクル）、大学間協力・連携（大学の再生、吸収・合併等）、地域共創（都市と地方間の格差是正等）、社会連携、産官学連携、リカレント教育（オンライン教育の拡充等）、男女共同参画、学術研究の健全性向上、地球温暖化対策、大学スポーツの振興（大学スポーツ協会（UNIVAS）の創設等）、東京オリンピック・パラリンピック競技大会への貢献・協力、著作権問題、憲法第89条問題（私立学校法等関連）など、私立大学に共通する重要事項や今日的課題について引き続き検討し、適切に対応する。

なお、日本語教育については、私立大学における留学生に対する日本語教育の質的充実・向上を図るため、日本語教育連絡協議会のあり方、内容等の改善に向け、事業の見直しの検討を行う。

6. その他、本会事業の企画・立案・調整に関する事業

【所掌：役員会、公財政改革委員会、私立大学災害対策委員会】

上記事業の推進に資するため、本会の機能強化を図るとともに、諸事業の点検、事業間の連携・調整等を行う。

また、令和2年度は、東日本大震災から9年、熊本地方地震から4年が経過する年度に当たり、引き続き大規模災害により被災した学生及び私立大学等の支援・対策活動に取り組むとともに、大学施設の耐震化促進や防災機能の強化及び激甚災害制度の改善に向け、その改善の実現に努める。大学等教育機関における感染症対策をはじめとするリスク管理策についても適切に対応する。

7. 事業の実施体制

以上の事業を遂行するため、役員会及び以下の委員会を設置するとともに、必要に応じて役員会が設置する委員会等において対応する。

また、構成団体における検討状況を踏まえ、その意見調整に当たっては、事務局長・参与会、懇談会、連絡会等を適宜開催のうえ対応するとともに、全私学連合をはじめ関係機関との連携を図りつつ、効果的に適宜対処する。

〔令和2年度設置委員会等〕

- 高等教育改革委員会
 - ・教員養成問題に関する小委員会
- 公財政改革委員会
- 就職問題委員会
- 国際交流委員会
 - ・日本語教育連絡協議会（同幹事会）（改組）
- 大学経営委員会
 - ・学術研究の健全性向上に関する小委員会
- 私立大学経営倫理委員会
- 私立大学災害対策委員会（仮称）（新規）